

第13回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月28日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会長 15番 中井 悟

会長職務代理 7番 西元 道啓

委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝

3番 高山 重人 5番 岩間 勇市

6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志

9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎

11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫

13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一

16番 伊藤 忠幸

4 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 農地法第6条第1項の規定による報告について

第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第9 土地の意見価格の決定について

第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則

農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第13回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、10番 金子委員と11番 安田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第12回の総会以降の諸般について、報告いたします。

7月19日 蘭越町良質米生産対策推進会議、山村開発センター

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、

〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和3年7月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成27年5月1日から令和2年4月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年7月14日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年7月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

10番
(金子委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所については、〇〇の〇〇さんの家の十字路を〇〇方面に向かいまして、右に曲がりまして、200mほど上に上がった所にあるところです。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議長

本案のNO1～NO2について、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

NO2～3について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番, 田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年1月31日から令和5年1月29日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年7月9日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年7月28日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、〇〇番, 田で〇〇㎡です。契約期間は令和3年5月9日から令和8年5月8日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年7月20日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年7月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

10番
(金子委員)

番号2番内容については事務局説明の通りです。場所については、〇〇から橋を渡りまして〇〇の〇〇さんの住宅の道路向かえにある土地の一角でございます。

7番
(西元委員)

番号3番解約の理由に関しましては、事務局説明の通り譲渡するための解約でございます。場所に関しましては、〇〇から〇〇に向かいまして、〇〇線と〇〇線の〇〇にある圃場でございます。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

本案のNO2～3について、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定および所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年7月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡で、先月の総会にて蘭越町より意見価格を求められた農地です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある町有地を売り渡すためです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円です。なお、この価格は先月の総会で議決された意見価格である〇〇円に財務省の定める国有財産評価基準に基づき、蘭越町の方で単独利用困難な土地であるとして50%の修正率を乗じたものとなっています。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人の圃場の中にある町有地を売り渡すものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

7 番
(西元委員)

番号1番内容に関しましては、事務局説明の通りでございます。
〇〇さんの圃場の中に真ん中ある土地でございます。場所に関しましては、〇〇さんの住宅の裏にある団地の中にある〇〇さんの所有地の中に含まれる土地でございます。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

再開します。

NO2～NO3について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和6年7月27日までの3年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、

畑で〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すためです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

10番
(金子委員)

番号2番内容につきましては、事務局説明の通りです。場所については、先ほど議案第1号2番で出てきました。〇〇さんの向い側にある土地一角でございます。

2番
(近藤委員)

番号3番についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りであります。場所は、〇〇をのぼっていく道を右折して少し行った左手に〇〇の土地がありまして、そこになります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNO2～3について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和3年7月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡です。申請理由は、植林転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地であります。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号1番については6月29日の総会で農地法第4条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、7月21日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

7番
(西元委員)

番号1番内容については事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇の〇〇の裏手にある一角でございます。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告
についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、
農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出の
あった事業報告について、各要件の確認を求める。令和3年7月
29日提出、蘭越町農業委員会会長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認を
させていただきます。別紙、「農地を所有できる法人の要件等の
見直し」をご覧ください。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人とな
りました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。
事業要件は、売上高の過半が農業であること。

構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、
総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権
は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の
過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または
重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上
となっております。

番号1、令和3年6月24日付けで〇〇、同じく14日付けで
〇〇、16日付けで〇〇、23日付けで〇〇、14ページへ進み、
番号5、同じく14日付けで〇〇、25日付けで〇〇、7月5日
付けで〇〇より農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形
態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したと
ころ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今事務局から説明がありましたが、各項目について、質疑ありませんか。

全委員 異議なし

議 長 今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議 長 それでは、本案については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。
暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和3年7月28日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は先ほど議案第1号1番により解約の議決があった場所で、〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a

当たりの価格は〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年9月1日、対価の支払期限は令和3年8月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

10番
(金子委員)

只今説明がありました。議案1号1番でも出てきましたが、〇〇の〇〇さんの林道を〇〇に向って200mほど行ったところにある一角になります。2筆あります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNO1について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

NO2～NO6について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年9月1日、対価の支払期限は令和3年8月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡、畑が〇〇番㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年8月6日から令和4年8月5日までの1年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇円、畑が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇円、畑が〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年9月1日、対価の支払期限は令和3年8月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は、田が〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年9月1日、対価の支払期限は令和3年8月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年8月6日から令和6年8月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号2番についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所ですれども、〇〇線を〇〇方面へ向かいまし

て〇〇へ入りましてすぐのところに〇〇さん宅の〇〇の一番奥の所になります。

7番
(西元委員)

番号3番〇〇さんと〇〇さんの要件ですが、内容に関しましては、事務局説明の通りです。場所に関しましては、〇〇から〇〇へ抜ける町道がございまして、〇〇さんの住宅がございまして、右に入りますと、〇〇さんの住宅がございまして、その住宅の裏に1団地、住宅から〇〇の方向に1団地。

番号4番〇〇と〇〇さんの要件に関しましては、事務局説明の通りでございまして、場所は、〇〇の斜め向かいに〇〇さんの住宅がございまして、住宅の裏に位置する団地でございまして、

番号5番〇〇と〇〇ですけれども、議案第1号3番でもでました、〇〇線と〇〇線の〇〇のところの圃場でございまして、ここだけ金額が安くなっておりますけれども、形も悪く小さいという事で宜しくお願い致します。

16番
(伊藤委員)

番号6番についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りで契約の更新であります。場所ですけれども、地図の真ん中にある〇〇さんの住宅の周りの1角と〇〇線を挟んだところになります。宜しくお願い致します。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案のNO2～6について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第9、議案第6号 土地の意見価格の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第6号 土地の意見価格の決定について 北海道財務局小樽出張所長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和3年7月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第6号、土地の意見価格についてをご覧ください。なお、当該地は〇〇へ売却予定となっております。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番が記載しております。中段からは、ここ数年の農地売買実例と過去の財務局への意見価格を記載しております。

過去の売買実例などを参考に、地区の担当委員と事前に相談した上で、田で〇〇円、畑で〇〇円として回答したいと考えております。また売買実例の場所については議案第6号1番実例①～④を、過去の意見価格の場所については同じく過去意見価格①を参考にしてください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。

照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、北海道財務局小樽出張所長へ通知いたします。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定によ

る届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和3年7月28日提出、蘭越町農業委員長名。

令和3年7月20日付けで、〇〇さんから全農地の〇〇番について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案については、異議ないものとして決定します。

それでは、その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は8月31日(火)13:30を予定しております。

なお、8月総会終了後に作柄状況調査を行う予定でありますので、お手元にお配りしました、調査圃場の推薦用紙につきまして、お忙しいところ申し訳ありませんが、8月13日までに事務局までご報告くださいますようお願いいたします。

また、例年夏期に開催しております、山麓地区農業委員会協議会の研修会について、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の状況を鑑み、今年度についても中止とする旨の連絡がありましたので、報告します。

それから、先に農林水産課よりご案内がありましたとおり、明

日29日午後1時30分より、町民センターにおいて、「薬用植物栽培・活用セミナー」が開催されますので、お時間が許すようでしたら、ご出席をお願いしたいと思います。

農林水産課より、参加予定人数を教えてくださいとのことでしたので、今時点で、明日出席できそうだという方、申し訳ありませんが挙手していただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後に、前回の総会にて報告いたしました、〇〇さんによる、有機農業志望者のための農業法人設立についてですが、その後、法人設立ではなく、志望者を研修生として迎え入れ、2年間の研修期間を経て、各自の独立を目指すこととしたとの報告がありましたので、お知らせいたします。

以上で報告を終わります。

議長

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第13回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟

